

新型コロナ関連情報

ワクチン接種などに関するお知らせ

問 新型コロナワクチン接種推進室

5歳～11歳のワクチン接種について

- 令和4年3月中旬頃に接種が開始できるよう、準備を進めています。
- 接種希望者は、接種券が届いたら同封の案内文書に沿って予約をしてください。
- 接種券の送付スケジュールなど詳細は、国からの情報が届き次第、市HPでお知らせします。

※12歳の誕生日が近づいている人へは、5歳～11歳の人向けのワクチン接種の案内ではなく、12歳を迎えた人向けの案内を送付します。そのため、5歳～11歳の人向けの案内と送付時期が異なりますので、ご了承ください。



5歳～11歳の
ワクチン接種情報

3回目のワクチン接種について

- 令和4年3月以降、可児市が行う3回目のワクチン接種は、2回目の接種日から6カ月経過した18歳以上の希望者を対象に実施します。
- 対象者には順次、接種券を送付しています(送付スケジュールは市HPで公開)。接種希望者は、同封の案内文書に沿って予約をしてください。

※海外でワクチン接種を受けた人や2回目を接種した後に可児市に転入した人など、接種情報が可児市にない場合は接種券の発行申請が必要です。申請方法など詳細は、市HPをご覧ください。



3回目接種情報

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

問 高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人の生活・暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を給付します。

支給対象(①②のいずれか)と申請方法

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯



2月に市から届いた確認書の内容を確認し、返信用封筒で**5月31日(火)**までに返送

※令和3年1月2日以降に転入したなどの場合は、市の相談窓口で電話で相談してください。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯



事前に市の相談窓口へ電話で相談し、対象であれば申請



市HP

※①②に関わらず、住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外です。

市の相談窓口

場 所 市役所 1 階 給付金事務局

電 話 ⑥1118(直通)

⑥1111(代表)

受付時間 8:30～17:15(土日祝除く)

内閣府コールセンター(制度に関する問合先)

電 話 0120(526)145

受付時間 9:00～20:00(土日祝含む)



生活を支えるための
各種支援についての
詳細は厚生労働省
HPをご覧ください

